

## 会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成27年3月2日(月) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時20分

出席者 委 員 委員長 福 富 善 明

中 島 克 訓 針 谷 育 造 広 瀬 昌 子

松 本 喜 一 渡 辺 照 明 関 口 孫 一 郎

大 川 秀 子 千 葉 正 弘

傍 聴 者 大 谷 好 一 青 木 一 男 小 久 保 か お る

古 沢 ち い 子 白 石 幹 男 氏 家 晃

針 谷 正 夫 大 出 三 夫 大 阿 久 岩 人

入 野 登 志 子 天 谷 浩 明 大 武 真 一

海 老 原 恵 子 永 田 武 志 小 堀 良 江

福 田 裕 司

---

事務局職員 事務局 局長 赤羽根 則 男 議事課 長 稲 葉 隆 造

課 長 補 佐 金 井 武 彦 主 査 石 塚 誠

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策課長	小保方	昭洋
まちなか土地利用推進室長	國保	能克
財政課長	杉山	知也
総務課長	川津	浩章
職員課長	名淵	正己
情報推進課長	塚田	薫
危機管理課長	大橋	嘉孝
管財課長	大塚	桂三
市民税課長	萩原	雄一
資産税課長	島田	隆夫
収税課長	早乙女	正美
大平総合支所 地域まちづくり課長	福島	司
藤岡総合支所 地域まちづくり課長	田中	徹
都賀総合支所 地域まちづくり課長	関口	孝雄
西方総合支所 地域まちづくり課長	中田	博之
岩舟総合支所 地域まちづくり課長	松本	静男
会計課長	石川	実
選挙管理委員会事務局次長	平本	武
消防総務課長	小島	徹
警防課長	石田	栄
議事課長	稲葉	隆造

平成27年第1回栃木市議会定例会  
総務常任委員会議事日程

平成27年3月2日 午前9時開議 全員協議会室

日程第 1 議案第1号 平成27年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）の説明聴取

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開催します。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

平成27年度の各会計の予算につきましては、各常任委員会においてスムーズな審査を行うため、あらかじめ予算概要の説明聴取をお願いするものであります。予算に対する質疑等審査につきましては、後日開催予定の委員会においてお願いしたいと思いますので、ご承知お願いいたします。

---

◎平成27年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）の説明聴取

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、平成27年度栃木市一般会計予算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

なお、説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに説明欄に記載されている金額の読み上げを省略し、予算概要の説明のみといたします。また、説明は着席のままです。

まず、歳出等からお願いいたします。

杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） おはようございます。それでは、失礼して座って説明させていただきます。

ただいまご上程いただきました、議案第1号 平成27年度栃木市一般会計予算の所管関係部分につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。平成27年度栃木市一般会計予算、平成27年度栃木市の一般会計の予算は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算は、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ656億2,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるというものであります。

継続費は、第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第

2表継続費」によるというものであります。

債務負担行為は、第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」によるというものであります。

地方債は、第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」によるというものであります。

一時借入金は、第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は50億円と定めるというものであります。

2ページをお開きください。歳出予算の流用は、第6条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるとしており、第1号において、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用としております。

4ページ、5ページをお開きください。4ページから7ページにかけては、第1表、歳入歳出予算であり、4ページ、5ページが歳入、次の6ページ、7ページが歳出となっております。第1表につきましては、後ほど事項別明細書において説明をさせていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。8ページの表が第2表、継続費であります。所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、9ページの表が第3表、債務負担行為であります。所管関係分につきましてご説明いたします。まず、1行目から3行目の一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団の借入金に対する損失補償（平成15、16、17年度分）につきましては、当初借り入れの弁済期日が延長されたことに伴い、期間の延長に対応するため、債務負担行為を設定するものであります。

次の広報とちぎ企画編集業務委託につきましては、4月20日ごろに発行する広報とちぎ5月号の編集業務が年度をまたがる委託となるため、債務負担行為を設定するものであります。

次の固定資産税土地評価替業務委託につきましては、平成29年度までの継続事業として包括的に業務委託を行うため、債務負担行為を設定するものであります。

11ページをお開きください。11ページから12ページにかけては、第4表、地方債であります。今表は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、それぞれの事業ごとに記載したものであり、11ページ1行目の防犯灯LED化事業から12ページの臨時財政対策債まで計18件について、起債の設定を行うものであります。

この中で、まず限度額についてであります。それぞれ事業ごとに明記された額を起債の限度額とするものであり、それらの合計額を79億8,560万円とするものであります。

次に、起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行とするものであります。

次に、利率につきましては4.0%以内とし、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

次に、償還の方法につきましては、政府資金は、その融資条件による。銀行、その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができるというものであります。

なお、それぞれの起債の具体的な内容につきましては、事項別明細書において説明をさせていただきます。

以上が議案部分についての説明であります。

引き続き歳入歳出予算の所管関係分につきまして、事項別明細書に基づき、関係課長よりご説明申し上げます。

○委員長（福富善明君） 稲葉議事課長。

○議事課長（稲葉隆造君） それでは、続きまして事項別明細書により、歳出の所管関係部分につきまして順次ご説明申し上げます。

142、143ページをお開き願います。1款1項1目の議会費であります。平成27年度は4億7,204万円を計上させていただくものであります。そのうち主なものにつきまして、右側の説明欄によりご説明申し上げます。まず、一番上の職員人件費につきましては、議会事務局職員10人分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の臨時職員共済費につきましては、議会事務局の臨時職員2人分の健康保険、厚生年金保険料等の共済費であります。なお、職員人件費及び臨時職員共済費につきましては、職員課の所管となります。

次の議員人件費につきましては、議員34名分の議員報酬、議員期末手当であります。

次の市議会議員共済会負担金につきましては、主に元議員の皆様の退職年金及び遺族年金等の給付に要する経費について、地方公共団体が負担するものです。

次に、議会運営費であります。そのうち主なものでありますが、まず臨時職員賃金につきましては、新たに議長車運転手1名分を加えまして、議会事務局の臨時職員2名分の賃金であります。

次の議員行政視察等旅費につきましては、各常任委員会及び議会運営委員会等の先進地視察のための旅費であります。

1つ飛びまして、会議録筆耕翻訳料につきましては、本会議及び常任委員会等の会議録の筆耕翻訳料であります。

次のOA機器借上料につきましては、会議録検索システムソフトウェア使用料77万8,000円及び議会映像配信システム使用料103万7,000円が主なものであります。

次の栃木市政務活動費交付金につきましては、本市議会における議員の調査研究、その他の活動

に資するため、必要な経費の一部に充てるものとして各会派等に交付する交付金であります。

以上で1款議会費の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） 続きまして、146、147ページをお開き願います。2款総務費、1項1目の一般管理費についてご説明を申し上げます。

説明欄1行目の国内交流事業費につきましては、北海道滝川市及び東京都中央区のイベントへ参加するための旅費が主なものであります。

次の国際交流事業費につきましては、海外からの行政関係訪問団への記念品代及び成田への訪問団送迎に係る有料道路通行料が主なものであります。

次の国際交流協会補助金につきましては、栃木市国際交流協会の人件費や事務費等の運営経費に対する補助金であります。

次の在住外国人支援事業交付金につきましては、市内在住の外国人が安全安心に暮らせる環境の整備のため、栃木市国際交流協会に対して交付する交付金であります。

次の中学生海外派遣事業費につきましては、中学2年生を対象にオーストラリアへの派遣を行うための委託料が主なものであります。

次の秘書広報課一般経常事務費につきましては、臨時職員1人分の賃金、市長交際費、栃木県市長会への負担金であります市長会審議対象負担金及び全国市長会等負担金が主なものであります。

次の総務課一般経常事務費につきましては、インターネットを介した行財政情報サービスiJAMPの利用料が主なものであります。

次の自治基本条例推進事業費につきましては、栃木市自治基本条例第44条の規定に基づき設置しております市民会議の委員報酬が主なものであります。

2つ飛びまして、特別職人件費につきましては、市長及び副市長の給料、期末手当等の人件費であります。

次の職員人件費につきましては、総務管理に係る職員188人分の給料、各種手当等の人件費であります。

以下、各科目に計上されております職員人件費につきましては、関係職員の給料、各種手当等の人件費でありまして、職員課の所管となりますが、改めての説明は省略をさせていただきます。

次の職員福利厚生事業費につきましては、産業医6人分の報酬及び定期健康診断、各種がん検診等に係る職員健康診断委託料が主なものであります。

次の区市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、職員の退職手当の支払い事務を共同で処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金でありまして、1月1日に在職する職員の給料総額に基づきまして毎月支払う一般負担金、早期退職者の退職金加算等に係る特別負担金及び旧栃木市職員に係る10年分割払いの加入一時金であります。

次の臨時職員共済費につきましては、一般管理費に係る臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費のほか、栃木県市町村総合事務組合で共同処理をしております非常勤職員の公務災害補償等に係る負担金が主なものであります。

以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましては、それぞれの予算において雇用する臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費でありまして、職員課の所管となりますが、改めての説明は省略をさせていただきます。

次の職員研修事業費につきましては、職員研修を共同実施するために、壬生町と設置しております栃木地区職員研修協議会への負担金のほか、職員研修の講師委託料及び民間の研修に職員を派遣いたします際の負担金が主なものであります。

次の職員課一般経常事務費につきましては、職員の病気休暇、育児休業、欠員補充等のために雇用する臨時職員60人分の賃金及び通勤手当、職員採用試験に係る適性検査等委託料、国土交通省からの派遣職員が使用しております栃木市公舎の不動産賃借料、人事給与電算システムに係るOA機器借上料が主なものであります。

148、149ページをお開き願います。説明欄1行目の職員作業服貸与事業費につきましては、災害発生時や各種現場の確認、指導、作業等の際、栃木市の職員であることを明確にするため、建設、農林、防災等に係る職員に貸与する作業服の購入費であります。

次の契約検査事務費につきましては、建設工事の検査に関する助言、指導等を行う検査官の報酬が主なものであります。

次の電子入札システム運営事業費につきましては、ソフトウェア使用料及び契約管理システムリース料であります。

次の債権管理指導事業費につきましては、債権管理職員研修の講師謝金及び債権管理に関するメール相談業務委託料が主なものであります。

次の庁用事務費（栃木）につきましては、本庁用封筒等の印刷費135万円及び本庁事務用消耗品費173万4,000円であります。

次の庁用事務費（大平）から9行下の総務事務費（岩舟）のうち庁用事務費につきましては、各総合支所の庁用事務用品代及び庁用封筒印刷代が主なものであります。また、総務事務費につきましては、各総合支所の法令集追録代等の消耗品費のほか、総務事務費（西方）には臨時職員1人分の賃金が含まれております。

次の宮の下簡易郵便局管理運営事業費（岩舟）につきましては、宮の下簡易郵便局事務取扱員報酬が主なものであります。

以上で一般管理費の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） 引き続き、2目につきましてご説明申し上げます。



まず、説明欄1行目の広報事業費（栃木）につきましては、広報とちぎ印刷等に係る印刷製本費1,294万円及び説明欄記載の手数料や委託料が主なものであります。

次の広聴事業費（栃木）につきましては、広報業界セミナー参加負担金2万円が主なものであります。

次の放送番組制作委託費につきましては、栃木市情報番組等制作委託料であります。

次のホームページ管理委託事業費（栃木）につきましては、ホームページ保守管理業務委託料79万1,000円が主なものであります。

2事業飛びまして、150、151ページをごらんください。説明欄1行目のマスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、同基金の積立金であります。

次のコンプライアンス委員会事業費につきましては、委員に対する謝金であります。

次の情報センター法令集管理費につきましては、情報センター用法令集等の追録代286万4,000円が主なものであります。

次の法規管理費につきましては、顧問弁護士報酬36万円が主なものであります。

次の例規管理費につきましては、本市の条例、規則等の例規を電子的に管理するための経費でありまして、例規データの更新を行うための電算処理委託料239万6,000円及び例規管理システム使用料55万9,000円であります。

次の文書管理費（栃木）につきましては、公文書を電子的に管理する文書管理システムの保守管理委託料、同システムのリース料及び入舟書庫用書棚購入費が主なものであります。

次の文書発送費（栃木）につきましては、到着文書及び発送文書の仕分けのための臨時職員賃金87万3,000円及び文書発送のための後納郵便料が主なものであります。

次の文書印刷費（栃木）につきましては、コピー用紙代等消耗品費570万円及びコピー機などの機械借上料が主なものであります。

1行飛びまして、広報事業費（大平）から次のページの文書印刷費（岩舟）までの各総合支所分の文書広報費でありまして、各総合支所ともに同様の内容でございます。広報事業費につきましては、広報紙のこん包手数料や広報紙配布業務委託料、広聴事業費につきましては、まちづくり懇談会、ふれあいトークの消耗品など、文書管理費については事務用消耗品、文書発送費につきましては後納郵便料、文書印刷費につきましては印刷機や複写機の機械借上料及び機械保守委託料が主なものであります。

続きまして、152、153ページをごらんください。3目でありませんが、説明欄の1行目、財政課一般経常事務費につきましては、予算書及び予算概要版の印刷製本代が主なものであります。

次の減債基金積立金につきましては、当該基金の預金利子を積み立てるものであります。

次の財政調整基金積立金につきましては、地方財政法第7条に基づく積み立て分10億1,125万7,000円及び当該基金の預金利子1,488万1,000円を積み立てるものであります。

続きまして、4目であります。説明欄の会計課一般経常事務につきましては、歳入歳出決算書に係る印刷製本費92万4,000円及び収納代理金融機関への収納金取り扱い手数料96万4,000円が主なものであります。

以上で2目から4目までの説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 大塚管財課長。

○管財課長（大塚桂三君） 続きまして、5目財産管理費についてご説明いたします。

右側の説明欄をごらんください。土地開発基金積立金につきましては、栃木市土地開発基金の運用による収益の基金への繰出金であります。

154、155ページをごらんください。旧栃木中央小学校施設管理費につきましては、警備業務、消防設備点検などの小学校施設管理委託料が主なものであります。

次の処分可能財産管理事業費（栃木）につきましては、市有地の適正な管理を行うため、測量、設計等の委託料が主なものでございます。

次の処分可能財産売却事業費（栃木）につきましては、事務補助の臨時職員の1名分の賃金及び市有地の未利用地一般競争入札等により売り払いするため、測量、設計等の委託料、市有地の適正な管理を行うための整地費等の工事費が主なものであります。

次の財産管理事務費（栃木）につきましては、庁舎等の市有物件435件に対する火災保険料が主なものであります。

次の旧庁舎管理費につきましては、旧本庁舎、別館、第2別館等の光熱費が主なものであります。

次の庁舎管理費（栃木）につきましては、新庁舎の電話料、宿直警備等業務、設備環境管理業務、受付業務、清掃業務等の管理運営委託料が主なものであります。

次の自動車管理費（栃木）につきましては、公用車の自賠責保険料及び公用車専用車の自動車共済保険料が主なものであります。

次の庁用自動車購入事業費につきましては、公用車として軽貨物3台の自動車購入費が主なものであります。

次の庁舎建設基金積立金につきましては、庁舎建設基金の預金利子分の積立金であります。

次の大澤基金積立金につきましては、この基金の預金利子及び株式配当金、東京都内の市有地の18件分の貸付収入を基金に積み立てるものであります。

次の遺贈財産管理費につきましては、東京都内の市有地を貸し付けている土地の借地人が土地の購入を検討しているため、同土地の売り払い価格を算定するための不動産鑑定評価手数料及び固定資産税相当額を東京都に対して支払う国有資産等所在地市町村交付金が主なものであります。

次の土地総合調整基金積立金につきましては、この基金の利子及び市有地の売却収入を基金に積み立てるものであります。

次の皆川地区振興基金積立金につきましては、この基金の預金利子を基金に積み立てるものであ

ります。

次の皆川地区市有山林管理費につきましては、旧皆川財産区から移管された市有山林の管理費でありまして、森林国営保険料が主なものであります。

次の旧寺尾南小学校施設管理費につきましては、警備業務、消防設備点検などの小学校施設管理委託料が主なものであります。

156、157ページをごらんください。2行目の財産管理事務費（大平）及び11行目の財産管理事務費（藤岡）、16行目の財産管理事務費（都賀）、21行目の財産管理事務費（西方）、飛びまして27行目の財産管理事務費（岩舟）につきましては、市有地の管理のための除草剤等消耗品費及び除草業務委託料が主なものであります。

3行目にお戻り願います。庁舎管理費（大平）につきましては、大平総合支所の電話料及び各種設備機器保守管理委託料のほか、暖房用の燃料費185万8,000円、光熱水費688万8,000円が主なものであります。

同様に、14行目の庁舎管理費（藤岡）につきましては、藤岡総合支所の電話料及び管理運営委託料のほか光熱水費507万円が主なものであります。

17行目の庁舎管理費（都賀）につきましては、都賀総合支所庁舎等の管理運営委託料及び駐車場等の不動産賃借料のほか光熱水費319万2,000円が主なものであります。

22行目の庁舎管理費（西方）につきましては、臨時職員1名分の賃金、電話料及び管理運営委託料のほか光熱費546万9,000円が主なものであります。

28行目の庁舎管理費（岩舟）につきましては、電話料及び管理運営委託料のほか光熱水費767万3,000円が主なものであります。

次に、6行目の自動車管理費（大平）及び15行目の自動車管理費（藤岡）、20行目の自動車管理費（都賀）、26行目の自動車管理費（西方）、31行目の自動車管理費（岩舟）につきましては、各総合支所にありますバス及び共用車の燃料費、車検点検整備費等が主なものであります。

また7行目にお戻り願います。大平総合支所庁舎整備事業費につきましては、総合支所庁舎新館におけるコーティングの経年劣化を起因とした雨漏り等の浸水問題解消のため、新館透明カーテンオール等の防水工事を実施するものであります。また、築年数50年以上を経過し、さび及びフェンス等の腐食が進み、倒壊の可能性が懸念されておりますので、非常に危険であるため、仮駐車場フェンス改修工事を予定するものであります。

下から5行目の小野寺地区市有林管理費につきましては、植栽の下草刈り業務委託料が主なものであります。

次の小野寺地区市有林管理基金積立金につきましては、小野寺地区市有林管理基金の資金運用利子を積み立てを行うものであります。

以上で5目財産管理費の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 続きまして、6目企画費であります。

総合政策課一般計上事務費につきましては、総合政策課の旅費、需用費等の経常経費であります。

次に、観光ネットワークサイクリング事業費につきましては、自転車を活用した地域活性化事業負担金10万円が主なものであります。

次に、県南拠点まちづくり事業費につきましては、講師謝金2万円が主なものであります。

158、159ページをごらんください。2行目の土地開発公社運営費交付金につきましては、土地開発公社運営費交付金355万円であります。

次に、地域まちづくり課一般経常事務費につきましては、事務消耗品費及び地域自治等に関する講演会における講師への謝礼が主なものであります。

4つ飛びまして、ふるさと整備事業基金積立金及び東日本大震災復興推進基金積立金につきましては、当基金の預金利子を積み立てるものであります。

1つ飛びまして、企画事務費（大平）、4つ飛びまして企画事務費（藤岡）、1つ飛びまして企画事務費（都賀）、1つ飛びまして企画事務費（西方）、2つ飛びまして企画事務費（岩舟）につきましては、旅費、需用費等の経常経費であります。

少し戻りまして、説明欄中央のまちの駅ネットワークおおひら運営補助金につきましては、まちの駅18施設が組織的に活動するために設立した連絡団体の運営及び活動に対する補助金であります。

次に、まちづくりスキルアップ委託費につきましては、おおひらコンシェルジュと大平町観光ブドウ園協議会と共同で、ブドウ狩りや里山体験を紹介するホームページ、ふるさとポータルサイトの現地取材及び編集業務等の委託料であります。

1つ飛びまして、渡良瀬遊水地フェスティバル実行委員会負担金につきましては、実行委員会への負担金であります。

次に、下から2行目、西方地域タイムカプセル開封事業費につきましては、旧西方町における平成6年10月の町制施行記念事業の一環で、平成7年1月に埋設しましたタイムカプセルを掘り起こすための工事費22万7,000円が主なものであります。

160、161ページをごらんください。岩船山クリフステージ補助金につきましては、音楽文化を発信する岩船山クリフステージに対し補助を交付するものであります。

続きまして、8目公平委員会費であります。公平委員会運営費につきましては、公平委員3名分の委員報酬及び全国公平委員会連合会等の負担金が主なものであります。

続きまして、9目恩給及び退職年金費であります。恩給及び退職年金費につきましては、現行の年金制度が成立した昭和37年以前に退職しました、旧栃木市職員2人の遺族に対する退職年金扶助料189万円であります。

以上で説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 塚田情報推進課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 10日交通安全対策費につきましては所管外でありますので、次の11日、情報システム管理費についてご説明申し上げます。

162、163ページをお開きください。総合行政ネットワーク管理費につきましては、国と地方自治体のみがつながることのできるネットワークであります、総合行政ネットワークの回線使用料が主なものであります。

次の情報端末管理費（栃木）につきましては、事務用パソコン及びプリンターのOA機器借上料及びウイルス対策のためのソフトウェア使用料が主なものであります。

次のコンピューターネットワーク通信費につきましては、本庁舎、各総合支所及び96カ所の出先施設を接続するためのコンピューターネットワーク用回線使用料及びインターネット接続料が主なものであります。

次の地域情報化事業費につきましては、市民の皆様が市に対して行います各種申請をインターネットで行えるようにするため、平成27年度から新たに始まります電子申請システム使用料が主なものであります。

次の財務会計システム費につきましては、財務会計システムを運用するための電算システム機器保守委託料及びOA機器借上料であります。

次の住民情報システム管理費につきましては、住民記録や税情報を管理いたします住民情報システムを運用するための電算システム機器保守委託料及びOA機器借上料が主なものであります。また、社会保障番号制度に係るものといたしまして、システム改修委託料及びサーバー機器の負担金がございます。

次の内部情報系サーバ管理費につきましては、庁内情報システムを運用するための経費でありまして、システム機器保守管理委託料、OA機器借上料及びソフトウェア使用料が主なものであります。

1つ飛びまして、次のページ、164、165ページをお開きください。情報端末管理費（大平）につきましては、事務用OA機器の保守委託料及び消耗品費が主なものであります。

次の統合型地理情報システム（大平）につきましては、地理情報システムのソフト運営保守委託料であります。なお、この地理情報システムは、合併前の大平町及びこの後出てまいりますが、藤岡町で導入されたものでして、合併後もそれぞれ継続して使用しているものであります。

次の電算システム事業費（大平）につきましては、住民情報システム用OA機器の機器保守等委託料及び借上料でございます。

次の情報端末管理費（藤岡）から情報端末管理費（岩舟）までの4つにつきましては、各総合支所で使用する事務用OA機器にかかわる借上料、保守委託料及び消耗品費が主なものであります。

次の統合型地理情報システム費（岩舟）につきましては、地理情報システムのソフト運用保守委託料であります。

次の電算システム事業費（岩舟）につきましては、住民情報システム用OA機器の保守等委託料及び借上料であります。

なお、電算システム事業費につきましては、大平及び岩舟のみがこの科目に計上されております。これは、他の総合支所におきましては、これに係ります予算は生活環境課や税務課等の現課により、別の科目で計上されているためでございます。

以上で11目情報システム管理費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 國保まちなか土地利用推進室長。

○まちなか土地利用推進室長（國保能克君） 続きまして、12目渡良瀬遊水地対策費でございますが、右側の説明欄の渡良瀬遊水地ハートランド事業費につきましては、渡良瀬遊水地をPRするために必要なポスターやチラシなどの印刷製本費が主なものでございます。

次の渡良瀬遊水地保全利活用事業費につきましては、渡良瀬遊水地を広く市民にPRするための講演会開催に伴う講師謝礼及び渡良瀬遊水地の環境保全を目的といたしました生態系調査等の委託料が主なものでございます。

次の遊水地課一般経常事務費につきましては、組織機構の見直しに伴い、平成27年度より新設される遊水地課における臨時職員の賃金が主なものでございます。

次に、1つ飛びまして、渡良瀬遊水池会館管理費につきましては、遊水池会館の臨時職員の賃金のほか光熱水費及び施設管理委託料が主なものでございます。

次の藤岡遊水池会館施設整備事業費につきましては、会館の1階に渡良瀬遊水地の情報発信スペースを整備するための展示用器具購入費69万4,000円及び遊水地の風景を疑似体験できるパノラマ写真展展示委託料86万4,000円が主なものであります。

次に、166ページ、167ページをお開きください。次に、13目諸費につきましては、所管関係部門についてご説明させていただきます。

右側の説明欄の市民総合賠償補償保険事業費につきましては、市民等を対象とした総合的な保険でありまして、市が損害賠償責任を負う場合の賠償責任保険及び市が主催する行事における事故等の補償保険の保険料が主なものであります。

次の市民活動推進センター管理運営費につきましては、市民活動推進の拠点として設置しております、市民活動推進センターからの管理運営を行う指定管理者への管理運営委託料が主なものであります。

次の市民活動保険料につきましては、市民活動団体の社会貢献活動を支援するため、市民活動団体の活動中における事故等を補償する市民活動保険料であります。

次の自治会活動支援事業費につきましては、自治会に市からの文書等の配布をお願いしているこ

となどへのお礼としての自治会報償金及び栃木市自治会連合会への補助金であります。

次の市民協働まちづくりファンド積立金につきましては、市民やふるさと納税等からの寄附金及び利子を市民協働まちづくりファンドへ積み立てるものであります。

次の市民活動推進補助事業費につきましては、さまざまな社会貢献活動を行っている市民活動団体に対して、財政支援を行うためのとちぎ夢ファーレ事業補助金が主なものであります。

次の市政功労者表彰等事業費につきましては、市政の振興と発展に功績のありました方々に対する表彰記念品代が主なものであります。

次に、1つ飛びまして、国県支出金返還金につきましては、補助事業の清算事務を行う上で補助金の返還が生じた場合、返還金に充てるためのものであります。

次に、1つ飛びまして、自衛官募集事務費につきましては、自衛隊入隊者を確保するための事務費用及び自衛隊父兄会育成補助金が主なものであります。

次の市税過誤納金還付費（市民税課）につきましては、市民税等の過誤納還付を還付請求に基づき行うもので、内訳といたしましては、市税過誤納還付金が4,078万2,000円で、還付加算金が192万2,000円であります。

次の市税過誤納金還付費（資産税課）につきましては、固定資産税の過誤納還付を還付請求に基づき行うもので、内訳といたしましては、市税過誤納還付金が1,000万円で、還付加算金が120万円あります。

次に、168ページ、169ページをお開きください。右側の説明欄の上から6事業目になりますが、市税過誤納金還付費（大平）につきましては、内訳といたしましては、市税過誤納還付金が1,960万円で、還付加算金が90万円あります。

次に、3つ飛びまして、市税過誤納金還付費（藤岡）につきましては、内訳といたしましては市税過誤納還付金が650万円で、還付加算金が19万円あります。

次に、4つ飛びまして、市税過誤納金還付費（都賀）につきましては、内訳といたしましては市税過誤納還付金が396万円で、還付加算金が13万7,000円あります。

次に、3つ飛びまして、市税過誤納金還付費（西方）につきましては、内訳といたしましては市税過誤納還付金が555万円で、還付加算金が65万円あります。

次に、3つ飛びまして、市税過誤納金還付費（岩舟）につきましては、内訳といたしましては市税過誤納還付金が700万円で、還付加算金が35万円あります。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 萩原市民税課長。

○市民税課長（萩原雄一君） 続きまして、172、173ページをお開きください。2項1目税務総務費につきましてご説明いたします。

説明欄2行目の市民税課一般経常事務費につきましては、地方税電子化協議会負担金263万

7,000円が主なものであります。

次の固定資産評価審査委員会運営費につきましては、固定資産評価審査委員6名分の委員報酬であります。

次に、2目賦課徴収費につきましてご説明いたします。説明欄2行目の諸税賦課事務費（栃木）につきましては、軽自動車税賦課事務に係る電算処理委託料が主なものであります。

次の市民税賦課事務費（栃木）につきましては、市民税申告入力事務及び特別徴収義務者一斉指定に伴う事務に係る臨時職員3名分の賃金、市民税賦課事務に係る電算処理委託料、申告支援システム等OA機器保守料、市民税賦課事務に係るOA機器借上料及び年金特別徴収等に伴う申告支援サービス利用料が主なものであります。

次に、1つ飛びまして、資産税賦課事務費（栃木）につきましては、固定資産税及び都市計画税の賦課事務に係る電算処理委託料、固定資産評価支援システム等のOA機器借上料、173ページから次の175ページの一番上の固定資産評価支援システムデータ異動委託料、家屋評価支援システム用サーバ等のOA機器借上料が主なものであります。

次の固定資産評価替委託事業費につきましては、平成27年度時点修正に伴う土地鑑定手数料、平成30年度評価替えに向けた準備作業としての固定資産税土地評価替業務委託料、航空写真撮影業務委託料が主なものであります。

次の市税徴収事務費（栃木）につきましては、収税消し込み事務に係る電算処理委託料、滞納整理事務に係るOA機器借上料及びソフトウェア使用料が主なものであります。

次の市税等収納率向上事業費（栃木）につきましては、市税等収納員2名分の報酬が主なものであります。

次の市税等収納指導員設置事業費につきましては、市税等収納指導員に対する謝礼でございます。

次の市税等コンビニ収納事業費につきましては、コンビニ収納納付書取扱手数料及びコンビニ収納システムソフトウェア使用料が主なものであります。

次の納税コールセンター運営事業費につきましては、市税電話催告業務員2名分の報酬が主なものであります。

次の諸税賦課事務費（大平）につきましては、税務関係の図書追録代35万3,000円が主なものであります。

次の市民税賦課事務費（大平）につきましては、申告受付事務等に係る臨時職員2名分の賃金75万2,000円が主なものであります。

次の資産税賦課事務費（大平）につきましては、地番図縮小版作製委託料30万5,000円が主なものであります。

次の市税徴収事務費（大平）につきましては、市税徴収用公用車の燃料代11万6,000円が主なものであります。



次の市税等収納率向上事業費（大平）につきましては、市税等収納員 2 名分の報酬でございます。

次の諸税賦課事務費（藤岡）につきましては、税務関係の図書追録代10万1,000円が主なものであります。

次の市民税徴収事務費（藤岡）につきましては、申告受付事務等に係る臨時職員 1 名分の賃金53万2,000円及び申告受付用〇A機器借上料69万4,000円が主なものであります。

次の資産税賦課事務費（藤岡）につきましては、資産税関係事務用品代でございます。

次の市税徴収事務費（藤岡）につきましては、市税徴収用公用車の燃料費14万2,000円が主なものであります。

次の市税等収納率向上事業費（藤岡）につきましては、市税等収納員 1 名分の報酬であります。

次の諸税賦課事務費（都賀）につきましては、税務関係事務用品代10万3,000円が主なものであります。

次の市民税賦課事務費（都賀）につきましては、申告受付事務等に係る臨時職員 1 名分の賃金37万6,000円及び申告受付支援用〇A機器借上料77万円が主なものであります。

次の資産税賦課事務費（都賀）につきましては、資産税賦課用〇A機器借上料10万8,000円が主なものであります。

次の市税徴収事務費（都賀）につきましては、市税徴収用公用車の燃料費18万円が主なものであります。

次の市税等収納率向上事業費（都賀）につきましては、市税等収納員 1 名分の報酬であります。

恐れ入りますが、次のページをお開きください。説明欄 1 行目の諸税賦課事務費（西方）につきましては、軽自動車税納税通知書発送時の郵便料11万6,000円が主なものであります。

次の市民税賦課事務費（西方）につきましては、〇A機器借上料49万4,000円が主なものであります。

次の資産税賦課事務費（西方）につきましては、固定資産税納税通知書発送時の郵便料15万3,000円が主なものであります。

次の市税徴収事務費（西方）につきましては、滞納者に対する催告書及び差し押さえ調書等の郵便料15万7,000円が主なものであります。

次の諸税賦課事務費（岩舟）につきましては、税務関係事務用品代 5 万2,000円が主なものであります。

次の市民税賦課事務費（岩舟）につきましては、〇A機器借上料65万7,000円が主なものであります。

次の資産税賦課事務費（岩舟）につきましては、固定資産評価基礎資料整備業務委託料が主なものであります。

次の市税徴収事務費（岩舟）につきましては、滞納整理を推進するための事務費30万円が主なものであります。

のであります。

次の市税等収納率向上事業費（岩舟）につきましては、市税等収納員1名分の報酬であります。

以上で2款2項徴税費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 平本選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（平本 武君） 続きまして、4項選挙費について説明させていただきますので、182、183ページをお開きください。

まず、1日選挙管理委員会費であります。右側の説明欄をごらんください。上から2つ目の選挙管理委員会運営費につきましては、選挙管理委員4名分の報酬98万4,000円と選挙管理システムのソフトウェア使用料などが主なものであります。

次に、2日選挙啓発費であります。説明欄の選挙啓発費につきましては、児童生徒から募集いたします明るい選挙啓発ポスターコンクールの表彰にかかわる報償費19万7,000円と、満20歳になって選挙権を取った新有権者に送付しております、選挙啓発用冊子の購入費34万円が主なものであります。

次に、184、185ページをお開きください。次に、3日県議会議員選挙費であります。これは本年4月12日に執行予定の栃木県議会議員選挙に要する費用であります。説明欄2行目の県議会議員選挙費であります。まず投票立会人等報酬につきましては、今回県内初の取り組みとなりますイオン栃木店を含めまして、全部で12カ所となりました期日前投票所と、投票区の見直しにより65カ所となりました投票日当日の投票所の投票立会人及び投票管理者等の報酬であります。

次の臨時職員賃金につきましては、選挙事務の補助として臨時に雇い入れる職員2名分の賃金及び各総合支所と公民館等に設置します期日前投票所の臨時職員の賃金であります。

次の郵便料につきましては、投票所の入場券、約8万5,000通分の郵送料であります。

次の公営ポスター掲示場設置撤去業務委託料につきましては、選挙管理委員会が設置します公営ポスター掲示場475カ所の設置及び撤去に係る業務委託費であります。

次の仮設期日前投票所借上料につきましては、大平、藤岡、都賀総合支所の庁舎前及びイオン栃木店に設置いたしますプレハブの期日前投票所の平成27年度分のリース料であります。

次の選挙事務用器具購入費につきましては、投票用自動交付機及び選挙システム用のパソコンの購入費であります。

以上のほかに選挙事務に従事する職員に対する時間外勤務手当等2,618万6,000円、投開票に係る事務用品代73万1,000円などの費用が含まれております。

次に、4目土地改良区総代選挙費であります。これは平成27年度中に任期満了となります岩舟土地改良区ほか4土地改良区の総代選挙に要する費用でありまして、主なものは選挙長及び選挙立会人に対する報酬93万2,000円が主なものであります。

以上で4項選挙費の説明を終わりました。次に5項統計調査費について説明させていただきます。

186ページ、187ページをお開きください。

続きまして、2款5項1目統計調査総務費であります。右側の説明欄1行目の統計事務費につきましては、需要費、役務費などの経常的な事務費であります。

次に、2目基幹統計調査費であります。右側の説明欄1つ目の学校基本調査事業費につきましては、学校教育行政に必要な学校数、学級数、在学者数等を調査するもので、調査用の消耗品6万7,000円が主なものであります。

次の商業統計調査事業費につきましては、平成26年に実施した当調査の事後調査用消耗品であります。

次の経済センサス事業費につきましては、平成28年度実施予定の当調査の事前準備と調査区管理のための消耗品であります。

次の国勢調査事業費につきましては、平成27年10月に実施されます全世帯を対象とした大規模な調査であります。まず、調査員等報酬につきましては、国勢調査の調査員や指導員に対する非常勤職員報酬であります。

次の臨時職員賃金につきましては、国勢調査のために雇い入れます臨時職員の賃金であります。

次の農林業センサス事業費につきましては、平成27年2月に実施した当調査の事後調査用消耗品費であります。

次に、188、189ページをお開きください。続きまして、6項監査委員費について説明させていただきます。1目監査委員費であります。右側の説明欄2行目の監査委員運営費につきましては、監査委員2名分の報酬が主なものであります。

以上で2款総務費の説明を終わります。次に8款土木費の所管部分について説明させていただきますので、少し飛びまして298、299ページをお開きください。

8款4項1目都市計画総務費であります。所管部分は、右側の説明欄上から6事業目の市街地整備課一般経常事務費につきましては、組織の見直しに伴い、平成26年度限りで廃止となる総合政策部まちなか土地利用推進室の事務の一部を引き継ぎ、平成27年度に都市整備部に新設される市街地整備課の消耗品費及び旅費であります。

続きまして、304、305ページをお開きください。6目まちづくり事業費であります。所管部分は、右側の説明欄一番下のまちなか土地利用計画推進事業費につきましては、同じく組織の見直しに伴い、まちなか土地利用推進室から市街地整備課に所管替えとなる地方都市リノベーション事業に係るもので、平成27年度に国に提出する最終的な整備計画書を作成するための委託料であります。

以上で所管部分についての説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 続きまして、9款1項1日常備消防費についてご説明をいたしますので、312ページ、313ページをお開きください。

説明欄 3 行目の消防総務課一般経常事務費につきましては、事務用品等の経常経費が主なものであります。

次の消防職員研修事業費につきましては、消防学校などの会議、研修参加負担金が主なものであります。

次の消防本部管理費につきましては、消防本部の電話料が主なものであります。

次の消防本部運営費につきましては、消防用器具購入費が主なものであります。

次の消防職員福利厚生事業費につきましては、消防本部産業医報酬 1 名分の 28 万 2,000 円が主なものであります。

次の予防課一般経常事務費につきましては、事務用品等の経常経費が主なものであります。

1 つ飛びまして、説明欄の警防課一般経常事務費につきましては、栃木県救急医療情報システム端末利用料が主なものであります。

次の救急救命士養成事業費につきましては、救急救命士を養成するために必要な会議、研修参加負担金が主なものであります。

次の通信指令課一般経常事務費につきましては、事務用品等の経常経費が主なものであります。

次の消防署共通管理費につきましては、当直消防隊員に係る仮眠用寝具借上料及び大型油圧救助器具借上料及び災害用器具購入費が主なものであります。

次の栃木消防署管理運営費につきましては、消防車両の燃料費 443 万 7,000 円及び庁舎の電気料 437 万 2,000 円が主なものであります。

次の大平分署管理運営費から岩舟分署管理運営費までにつきましては、庁舎の光熱水費、消防車両の燃料費及び電気、水道料が主なもので、事業内容は全て同じものであります。

続きまして、9 款 1 項 2 目非常備消防費についてご説明をいたします。314 ページ、315 ページをお開きください。説明欄の消防団運営費につきましては、栃木市消防団員の報酬並びに消防団員が火災等の災害または各種訓練等に出動する費用弁償、消防団員が火災現場等において負傷した場合の補償及び退職報償金の栃木県市町村総合事務組合への負担金及び消防団互助会補助金、消防自動車重量税が主なものであります。

以上で 1 目常備消防費、2 目非常備消防費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 石田警防課長。

○警防課長（石田 栄君） 続きまして、9 款 1 項 3 目消防施設費についてご説明をさせていただきます。

予算書 316 ページ、317 ページをお開きください。右側説明欄 3 行目、消防施設維持管理費につきましては、不動産賃借料及び消防施設改修工事費であります。

次の消防用機械器具購入費につきましては、消防用ホースの購入費が主なものであります。

1 つ飛びまして、消防本部庁舎施設維持費につきましては、消防本部庁舎漏水補修工事 82 万

1,000円が主なものであります。

2つ飛びまして、器材等管理費につきましては、消防業務用資器材等の保守点検手数料229万1,000円、業務委託料160万3,000円が主なものであります。

次の消防車等管理費につきましては、消防車両等の修繕料351万円が主なものであります。

次の救急車等管理費につきましては、救急車両等の修繕料144万8,000円が主なものであります。

1つ飛びまして、消防・救急等資器材購入事業費につきましては、空気呼吸器購入費であります。

次の応急手当普及啓発活動事業費につきましては、応急手当普及啓発消耗品費56万円、器具購入費27万9,000円が主なものです。

2つ飛びまして、通信指令システム費につきましては、委託料942万円、通信運搬料525万2,000円、修繕料300万円、使用料及び賃借料194万9,000円が主なものであります。

次の消防救急デジタル無線施設維持管理費につきましては、光熱水費19万5,000円が主なものであります。

次の栃木消防署施設維持費につきましては、庁舎の維持補修費であります。

次ページをお開きください。説明欄1行目の大平分署施設維持費につきましては、事務所網戸修理費であります。

次の藤岡分署施設維持費につきましては、網戸取り付け工事費であります。

次の都賀分署施設維持費につきましては、外灯修理費であります。

次の西方分署施設維持費につきましては、2階会議室空調機修理費であります。

続きまして、4目水防費についてご説明をさせていただきます。次の行です。水防対策事業費につきましては、土のう袋、鉄くい等、土のう用砂の購入費が主なものであります。

次の1市1町合同水防演習事業費につきましては、水防法で定められた水防演習を野木町と合同で開催する費用であります。

以上で3目消防施設費及び4目水防費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 大橋危機管理課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） 続きまして、5目災害対策費であります。説明欄の6行目、栃木県被災者生活再建支援金支給事業費につきましては、被災者生活再建支援金補助金300万円であります。

次の危機管理事業費につきましては、全国瞬時警報システム修繕費15万円が主なものであります。

以上で9款消防費の説明を終わらせていただきます。

続きまして、372ページ、373ページをお開きください。12款公債費、1項公債費、1目元金であります。予算額は61億9,024万7,000円であります。説明欄の市債償還元金につきましては、市債の償還計画に基づき、平成27年度中に償還を予定します市債償還金の元金分であります。

続きまして、2目利子であります。予算額は6億2,941万7,000円あります。説明欄の1行目、

市債償還利子につきましては、市債の償還計画に基づき、平成27年度中に償還を予定します市債償還金の利子分であります。

次の一時借入金利子につきましては、年度内の資金繰りにおいて現金が不足する場合に、金融機関から借り入れを行う際の利子を支払うためのものであります。

次に、積立基金繰替運用利子につきましては、支払資金が不足した場合に、積立基金を一時的に運用した際の利子相当分であります。

続きまして、3目公債諸費であります。予算額は1万2,000円であります。説明欄の公債諸費につきましては、証券発行により借り入れした市債を償還する際の手数料であります。

続いて、374、375ページをお開きください。13款1項1目予備費であります。予算額は4,500万円あります。予備費につきましては、年度途中における不測の事態により現計予算に不足が生じた場合に対応するためのものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時13分）

---

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時25分）

---

○委員長（福富善明君） 島田資産税課長。

○資産税課長（島田隆夫君） それでは、歳入の所管関係の部分につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の56、57ページをお開きください。1款1項市民税であります。まず、1目個人についてであります。本年度予算額は73億2,569万9,000円で、前年度に比較し4,987万5,000円、率にして0.69%の増であります。

1節現年課税分は、前年度に比較し4,275万6,000円の増でありまして、景気の動向等を反映した納税義務者数の増加などから増収を見込んだものであります。

2節滞納繰越分は、前年度に比較し711万9,000円の増であります。

2目法人についてであります。本年度予算額は14億2,037万1,000円で、前年度に比較し8,339万1,000円、率にして6.24%の増であります。法人市民税の一部国有化等による減の影響などのマイナス材料がありますが、今後とも景気が緩やかな回復基調にあるとの認識のもと、納税義務者数の増加等による増収を見込んだものであります。

1節現年課税分は、前年度に比較し8,371万6,000円の増であります。

2節滞納繰越分は、前年度に比較し32万5,000円の減であります。

次に、2項固定資産税であります。まず、1目固定資産税につきましては、本年度予算額は88億

6,574万1,000円で、前年度に比較し3億5,087万円、率にして約3.81%の減であります。

1節現年課税分は、前年度に比較し3億5,459万円の減でありまして、その主な要因といたしましては、土地は下落が続いていること、家屋は新增築分を見込んだものの、評価替えによる既存家屋の経年減点補正がなされること、償却資産は新規設備投資分を大きく期待できないことなどにより、前年を下回ると見込んだためであります。

2節滞納繰越分は、前年度に比較し372万円の増であります。

2目国有資産等所在市町村交付金につきましては、本年度予算額は2億7,340万円で、前年度に比較し5,134万円、率にして23.12%の増であります。増加の主な要因といたしましては、交付金の最も大きなウエートを占める渡良瀬遊水地に関する交付金算定標準額が見直されたことによるものです。

次に、3項軽自動車税であります。1目軽自動車税につきましては、本年度予算額は3億4,199万円で、前年度に比較し3,083万1,000円、率にして9.91%の増であります。

1節現年課税分は、前年度に比較し2,992万6,000円の増であります。その主な要因は、平成26年度地方税制改正により、平成27年度分から原動機付自転車及び二輪車等に係る税率を約1.5倍、最低標準税率が2,000円となるよう引き上げられることになっているためです。なお、本件につきましては、平成27年1月14日に閣議決定された平成27年度税制改正の大綱にて、新税率の適用時期を平成27年度から平成28年度に1年延期する改正を行うことが示されております。

2節滞納繰越分は、前年度に比較し90万5,000円の増であります。

58、59ページをお開きください。4項市たばこ税であります。1目市たばこ税につきましては、本年度予算額は11億1,057万5,000円で、前年度に比較し1,319万円、率にして1.17%の減であります。健康志向の高まり等の影響で年々売り渡し本数も減少しているため、減と見込んだものであります。

次に、5項鉱産税であります。1目鉱産税につきましては、本年度予算額は310万円で、前年度に比較し7万円、率にして2.21%の減であります。

次に、6項特別土地保有税であります。平成15年度から課税停止とされたことにより、滞納繰越分の項目保存でございます。

次に、7項入湯税であります。1目入湯税につきましては、本年度予算額は1,265万3,000円で、前年度に比較し27万3,000円、率にして2.11%の減であります。

次に、8項都市計画税であります。1目都市計画税につきましては、本年度予算額は3億3,924万4,000円で、前年度に比較し4億8,750万9,000円、率にして58.97%の減であります。

1節現年課税分は、前年度に比較し4億8,720万4,000円の減でありまして、その主な要因といたしましては、去る12月議会で都市計画税条例の改正を議決いただいたところではありますが、そのことを踏まえ、平成27年度は栃木、大平、藤岡、都賀地域の市街化区域を対象に、税率を0.1%で課

税するよう積算したため、減少したものであります。

60、61ページをお開きください。2節滞納繰越分は、前年度に比較し30万2,000円の減であります。

以上で1款市税の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 早乙女収税課長。

○収税課長（早乙女正美君） 続いて、2款1項1目1節、説明欄の地方揮発油譲与税につきましては、揮発油税と合わせて課税されます地方揮発油税の42%に相当する額が、市道の延長と面積に応じて交付されるものであります。

次の2項1目1節、説明欄の自動車重量譲与税につきましては、自動車重量譲与税の3分の1に相当する額が、市道の延長と面積に応じて交付されるものであります。

次の3項1目1節、説明欄の地方道路譲与税につきましては、項目保存であります。

次に、3款1項1目1節、説明欄の利子割交付金につきましては、県民税として利子等に課税され納付された利子割収入額の59.4%が、個人県民税の額により案分され交付されるものであります。

次に、62、63ページをお開きください。4款1項1目1節、説明欄の配当割交付金につきましては、県民税として上場株式等の配当に課税され納付された配当割収入額の59.4%が、個人県民税の額により案分され交付されるものであります。

次に、5款1項1目1節、説明欄の株式等譲渡所得割交付金につきましては、県民税として株式等の譲渡に係る所得に対し課税され納付された株式等譲渡所得割収入額の59.4%が、個人県民税の額により案分され交付されるものであります。

6款1項1目1節、説明欄の1行目、地方消費税交付金につきましては、消費税引き上げ前の5%のうち1%が地方消費税となり、その2分の1に相当する額が人口や従業者数に応じて市町村に交付されるものであります。

2行目、地方消費税交付金（社会保障財源化分）につきましては、税率引き上げ分の3%のうち0.7%が社会保障施策の財源分として、その2分の1に相当する額が人口に応じて市町村に交付されるものであります。なお、昨年4月から消費税率8%への引き上げの効果が本格的に出てくることから、大幅な増額となっております。

次に、7款1項1目1節、説明欄のゴルフ場利用税交付金につきましては、県が徴収しますゴルフ場利用税のうち10分の7に相当する額が、ゴルフ場所在市町村に交付されるものであります。

次に、64、65ページをお開きください。8款1項1目1節、説明欄の自動車取得税交付金につきましては、県が徴収します自動車取得税のうち66.5%が、市道の延長と面積に応じて交付されるものであります。

9款1項1目1節、説明欄の地方特例交付金につきましては、住宅ローン減税の実施に伴う減収補填を目的に交付されるものであります。



10款1項1目1節、説明欄の1行目、普通交付税につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた差額が交付されるもので、平成27年度から始まる合併特例措置の縮減や地方財政計画とこれまでの交付状況を勘案し、算定したものであります。

2行目の特別交付税につきましては、画一的な算定の普通交付税では反映されない具体的な事情が考慮され、交付されるものであります。

11款1項1目1節、説明欄の交通安全対策特別交付金につきましては、市町村の交通安全施設整備を目的に、道路交通法による反則金を原資として交付されるもので、交通事故の発生件数、人口集中地区の人口及び改良済みの市道の延長などに応じて交付されるものであります。

次に、66、67ページをお開きください。12款1項の表中、所管部分は、1目1節選挙費負担金であります。説明欄の土地改良区総代選挙費負担金につきましては、岩舟土地改良区ほか4土地改良区の総代選挙に要する経費を各土地改良区から負担金としてそれぞれ納入していただくものであります。

次に、2つ飛んで4目1節消防費負担金であります。説明欄の東北道・北関東道救急業務負担金につきましては、消防本部が所管する高速道路上での救急業務について、東日本高速道路株式会社がその経費を負担金として納入していただくものです。

以上で歳入2款から12款までの所管部分の説明といたします。

○委員長（福富善明君） 福島大平地まち課長。

○大平総合支所地域まちづくり課長（福島 司君） 続きまして、13款の所管部分の説明を申し上げます。

68、69ページをお開きください。13款1項1目1節総務管理使用料、説明欄の1行目、市民活動推進センター敷地使用料、1行飛びまして、庁舎等使用料から行政財産使用料（地域まちづくり課）（藤岡）、1行飛びまして、行政財産使用料（地域まちづくり課）（都賀）、その次の行政財産使用料（地域まちづくり課）（西方）、3行飛びまして、行政財産使用料（地域まちづくり課）（岩舟）につきましては、それぞれ所管しております施設の敷地に設置された電柱、電話柱、A T M等の行政財産使用料が主なものであります。

戻りまして、説明欄2行目、天幕使用料につきましては、貸し出し用テントの使用料であります。

次に、3行飛びまして、藤岡遊水池会館使用料につきましては、遊水池会館を会議等で使用する利用者の使用料であります。

次に、2行飛びまして、金崎有料駐車場使用料につきましては、これまでの実績等を勘案し、全40区画中16区画分の使用料を計上するものであります。

76、77ページをお開きください。8目1節消防使用料、説明欄の1行目、消防施設敷地使用料につきましては、機械器具置き場敷地と消防用水利敷地に設置されております電柱及び支線柱の使用料であります。

次の行政財産使用料（消防総務課）につきましては、飲料用自動販売機8台分の電気使用料や設置場所の使用料及び消防署敷地に設置されております電柱、支線柱の使用料であります。

82、83ページをお開きください。2項1目1節総務管理手数料、説明欄の認可地縁団体証明手数料につきましては、認可地縁団体に係る告示事項証明書等の発行手数料であります。

次の2節徴税手数料、説明欄の1行目、諸証明手数料（栃木）、次の公簿交付手数料（栃木）、また1行飛びまして、公簿交付手数料（大平）、諸証明手数料（大平）、6行目の公簿交付手数料（藤岡）、諸証明手数料（藤岡）、8行目の公簿交付手数料（都賀）、諸証明手数料（都賀）、10行目の公簿交付手数料（西方）、諸証明手数料（西方）、最後の2行目の公簿交付手数料（岩舟）、諸証明手数料（岩舟）につきましては、所得証明等の税務関係証明書の交付手数料及び固定資産課税台帳等の税務関係公簿の写しの交付手数料であります。また、上から3行目の市税督促手数料につきましては、各税の納期が過ぎた方への督促手数料であります。

88、89ページをお開きください。7目1節消防手数料、説明欄1行目、危険物施設設置許可等手数料につきましては、ガソリンや石油を取り扱うための危険物施設の設置許可や変更許可などの手数料であります。

次の防火管理者講習会修了証明等手数料につきましては、修了証明申請手数料が主なものであります。

以上、13款の所管部分の説明といたします。

○委員長（福富善明君） 田中藤岡地まち課長。

○藤岡総合支所地域まちづくり課長（田中 徹君） 続きまして、14款からの所管関係部分の説明をいたします。

予算書の92ページ、93ページをお開き願います。中ほどの14款2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金の説明欄の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、国が進めております番号制度に対応するため、市が行いますコンピューターシステム改修の経費に対する国庫補助金であります。

次に、100ページ、101ページをお開き願います。14款3項1目1節総務管理費委託金の説明欄、自衛官募集事務費委託金につきましては、自衛隊法の規定により地方公共団体が事務処理をすることとなっている自衛官の募集事務に係る経費として、国からの委託金であります。

次に、102、103ページをお開き願います。下段の15款2項1目1節総務管理費補助金の説明欄、わがまち協働推進事業交付金につきましては、渡良瀬遊水地フェスティバル開催事業、高校生まちなか活性化事業、歌麿まつり開催事業、自転車を活用した地域活性化事業の4事業に対する補助率2分の1の県補助金であります。

次のページをお開き願います。説明欄の5行目、市町村総合交付金につきましては、少額な県補助金が一括して交付されるもので、権限移譲に関する事務、民生・児童委員の費用弁償交付事務な

ど18項目に対する交付金であります。

次の自主防災組織強化推進事業補助金につきましては、災害に強い地域づくりを促進するため、自治会等を単位とした自主防災組織の育成等に係る経費に対する県からの補助金であります。

5行下の在外選挙人名簿登録事務交付金につきましては、在外選挙人名簿登録事務に係る経費として交付される県からの交付金であります。

次に、112、113ページをお開き願います。下段の15款3項1目1節徴税费委託金の説明欄、県税徴収委託金につきましては、県にかわり県民税を徴取する業務に対しての委託金であります。

次に、114、115ページをお開き願います。3節選挙費委託金であります。説明欄の県議会議員選挙費委託金につきましては、平成27年4月12日執行予定の栃木県議会議員選挙に係る県からの委託金であります。

続いて、4節統計調査費委託金の説明欄の統計調査員確保対策事業委託金につきましては、国が県を通じて委託する統計調査員確保対策事業に対する委託金であります。

次の経済センサス委託金につきましては、平成27年6月に実施予定の経済センサス活動調査に必要な経費として交付される市町村交付金であります。

次の商業統計調査委託金につきましては、平成26年7月に実施した当調査の事後調査に必要な経費として交付される市町村交付金であります。

次の農林業センサス委託金につきましては、平成27年2月に実施した当調査の事後調査に必要な経費として交付される市町村交付金であります。

次の国勢調査委託金につきましては、平成27年10月に実施の国勢調査に必要な経費として交付される市町村交付金であります。

次に、学校基本調査委託金につきましては、平成27年5月に実施の学校基本調査に必要な経費として交付される市町村交付金であります。

以上で14款2項1目総務費国庫補助金から15款3項1目総務費委託金までの説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 関口都賀地まち課長。

○都賀総合支所地域まちづくり課長（関口孝雄君） 続きまして、16款財産収入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

1項1目1節土地建物貸付収入の右側説明欄をごらんください。説明欄1行目の市民活動推進センター自動販売機設置収入につきましては、とちぎ市民活動推進センターくららに設置する清涼飲料水の自動販売機設置に係る収入であります。

次の市有土地貸付収入（栃木）につきましては、東京都内の市有土地18件及び県営平川住宅敷地等事業用定期借地権による貸付地など21件の土地貸付収入であります。

次の市有建物貸付収入（栃木）につきましては、山本有三生家、山本有三記念館及び万町地内旧教育委員会建物等の貸付収入であります。

次の庁舎土地建物貸付収入につきましては、商業施設貸付収入1,522万7,000円及び商業施設光熱水費等使用料2,880万円が主なものであります。

次の旧栃木中央小学校太陽光発電施設屋根貸付収入につきましては、太陽光発電の推進を目的として市有施設屋根貸し出し事業を実施しておりますが、本事業に係る旧栃木中央小学校分の貸付収入であります。

次に、116、117ページをお開き願います。説明欄中ほどになりますが、下から13行目、市有土地貸付収入（大平）につきましては、大平総合支所庁舎内に設置しております自動販売機の電気料及び栃木警察署大平駐在所等への土地貸付収入が主なものであります。

次に、6行飛びまして、市有土地貸付収入（藤岡）につきましては、一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団の運営する渡良瀬カントリークラブクラブハウス用地及び商工会館用地等の土地貸付収入が主なものであります。

次の市有建物貸付収入（藤岡）につきましては、藤岡遊水池会館に入居する一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団事務所の貸付収入が主なものであります。

次に、118、119ページをお開き願います。説明欄上から6行目、市有土地貸付収入（都賀）につきましては、栃木市社会福祉協議会都賀支所への土地貸付収入36万円が主なものであります。

次の市有建物貸付収入（都賀）につきましては、都賀総合支所庁舎内に設置しております自動販売機1台分の貸付収入であります。

次に、5行飛びまして、市有土地貸付収入（西方）につきましては、一般住宅敷地及び自治会公民館等への土地貸付収入であります。

次の市有建物貸付収入（西方）につきましては、西方総合支所庁舎内に設置しております自動販売機の貸付収入であります。

次に、4行飛びまして、市有土地貸付収入（岩舟）につきましては、自動販売機設置に伴う貸付収入26万3,000円及び自動販売機電気料12万2,000円が主なものであります。

続きまして、2目1節の利子及び配当金についてであります。説明欄1行目の株式配当金（総合政策課）につきましては、本市が所有する栃木ガスの株式810株分の配当金を見込んだものであります。

次の土地開発基金利子から説明欄一番下の東日本大震災復興推進基金利子までの基金利子につきましては、それぞれ当該基金の預金利子であります。

120、121ページをお開き願います。説明欄1行目の株式配当金（情報推進課）につきましては、ケーブルテレビ株式会社の株式配当金であります。

次の大澤基金利子から2行下の土地総合調整基金利子までの基金利子につきましては、それぞれ当該基金の預金利子であります。

次の株式配当金（管財課）につきましては、京浜急行電鉄株式会社の株券2,188株の株式配当金

であります。

次の皆川地区振興基金利子につきましては、この基金の預金利子であります。

次に、説明欄一番下の小野寺地区市有林管理基金利子につきましては、管理基金の利子であります。

次に、122、123ページをお開き願います。2項1目1節土地売払収入につきましては、右側の説明欄をごらんください。1行目の市有土地売払収入につきましては、未利用地の売払収入や用途廃止いたしました法定外公共物の売払収入であります。

次に、1行飛びまして、2節建物売払収入及び3節その他の不動産売払収入につきましては、項目保存であります。

次に、2目1節物品売払収入につきましては、右側の説明欄をごらんください。1行目のOA機器売払収入につきましては、項目保存であります。

次の不用品売払収入につきましては、不用となった公用車のオークションによる売払収入であります。

以上で16款財産収入の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 中田西方地まち課長。

○西方総合支所地域まちづくり課長（中田博之君） 次に、17款寄附金、1項1目1節一般寄附金につきましては、項目保存であります。

次に、2目1節総務管理費寄附金であります。説明欄1行目の市民協働まちづくり寄附金につきましては、ふるさと納税における寄附金400万円及び市民協働まちづくりファンドへの市民等からの寄附金50万円であります。

説明欄2行目のマスコットキャラクター応援寄附金につきましては、ふるさと納税400万円及び寄附金30万円であります。

124、125ページをお開きください。次に、18款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、平成27年度予算の財源として、年度間の財源の調整機能を有する当基金から繰り入れるものであります。

次に、2目1節減債基金繰入金につきましては、平成25年度に借り入れた市庁舎整備事業に係る市債について、償還利子を圧縮するため、借入期間の短縮などを行っており、これにより元金償還が前期に集中するため、通常償還との差額を基金から繰り入れて公債費に充当する一般財源の平準化を図るものであります。

次に、3目1節庁舎建設基金繰入金につきましては、庁舎改修事業の財源として当基金から繰り入れるものであります。

次に、4目1節市民協働まちづくりファンド繰入金につきましては、市民協働推進補助事業費の財源として、市民協働まちづくりファンド基金から繰り入れるものであります。

次に、3つ飛びまして、8目1節ふるさと整備事業基金繰入金につきましては、つがの里公園整備事業費に充当するため、当基金から繰り入れるものであります。

次に、9目1節皆川地区振興基金繰入金につきましては、皆川地区内の市有林の保全に必要な財源として、当基金から繰り入れるものであります。

126、127ページをお開きください。次に、13目1節東日本大震災復興推進基金繰入金につきましては、東日本大震災からの復興を目的とした事業の財源として、当基金から繰り入れるものであります。

次に、14目1節小野寺地区市有林管理基金繰入金につきましては、小野寺地区市有林管理費へ充当するため、当基金から繰り入れるものであります。

次に、16目1節マスコットキャラクター応援基金繰入金につきましては、項目保存であります。

次に、17目1節土地総合調整基金繰入金につきましては、部屋南部地区指定緊急避難場所整備事業費及び土地開発公社運営費交付金の財源として、当基金から繰り入れるものであります。

次に、19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金につきましては、平成26年度からの繰越金であり、これまでの実績を勘案し、算定したものであります。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 松本岩舟地まち課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） 続きまして、20款の所管関係部分のご説明を申し上げます。

128、129ページをお開きください。説明欄の一番上になりますが、20款諸収入、1項1目の延滞金につきましては、滞納市税に対する延滞金であります。

次に、2項1目市預金利子につきましては、一般会計の普通預金の利子分を歳入として見込んだものであります。

次に、130、131ページをお開きください。130ページ下段、20款5項の雑入につきましてはありますが、1目滞納処分費につきましては、差し押さえ財産の換価に伴う、ほかの債権に先立って配当される滞納処分に要した費用であります。

次に、1つ飛びまして、3目過年度収入につきましては、項目保存として計上するものであります。

次に、4目雑入、説明欄の下から4番目の県民手帳協力報償金等（総合政策課）につきましては、県民手帳協力報償金を見込んだものであります。

次に、中学生海外派遣事業負担金（総合政策課）であります。中学生海外派遣事業の派遣者28名の負担金を見込んだものであります。

次に、市民総合賠償補償保険金等（地域まちづくり課）につきましては、市が損害賠償責任を負った際の保険会社からの保険金及び市が主催する行事における事故等の補償を支払った際の保険会

社からの保険金が主なものであります。

次に、広報とちぎ広告掲載料等（秘書広報課）であります。広報とちぎ広告掲載料及び市ホームページ広告掲載料であります。

次のページをお開きください。132、133ページになります。説明欄一番上の栃木県市町村振興協会市町村交付金等（財政課）であります。市町村振興宝くじ、オータムジャンボ宝くじの収益金が市町村振興協会から交付されるもので、これまでの実績を勘案して算定したものであります。

次に、公文書複写料等（総務課）につきましては、情報公開に伴う文書複写料などであります。

次に、保険事務手数料等（職員課）につきましては、職員が加入しております各種保険の事務取り扱いに係る手数料及び旧栃木市職員厚生会が職員に対して行った貸し付けに係る返還金が主なものであります。

次に、雇用保険料（職員課）につきましては、雇用保険に加入する臨時職員及び非常勤職員延べ595人分の保険料であります。

次に、被災地派遣職員給与等負担金（職員課）につきましては、東日本大震災の被災地であります岩手県多賀城市に派遣する職員の人件費といたしまして、派遣先から納入される負担金であります。

次に、栃木県被災者生活再建支援金交付金（危機管理課）であります。自然災害により住宅に著しい被害を受けた方に支給する被災者生活再資金に対する県からの交付金であります。

次に、公衆電話使用料等（管財課）であります。庁舎ロビー等に設置されている公衆電話の使用料であります。

次に、ナンバー弁償費等（市民税課）につきましては、市からの貸与ナンバーの紛失等に係る1件につき200円の弁償金であります。

次に、課税資料提出手数料等（資産税課）であります。税務署が作成する相続税路線価の資料として、市が税務署に提出した精通者意見価格調書等に対する手数料であります。

次に、134、135ページをお開きください。説明欄中ほどの議長交際費資金前渡利子等（議事課）であります。議長交際費の資金前渡に係る預金利子等であり、項目保存のため計上したものであります。

次に、136、137ページをお開きください。説明欄中ほどの消防団員福祉共済事務費等（消防総務課）につきましては、日本消防協会消防団員福祉共済制度に係る事務費及び払い込み掛金に対する返戻金であります。

次に、2つ飛びまして、複写料等（地域まちづくり課）（大平）及び6つ下の複写料等（地域まちづくり課）（藤岡）につきましては、総合支所内の外部団体等による文書等の複写料が主なものであります。

次に、ナンバー弁償金等（税務課）（大平）であります。ほかに下から8番目と、また下から

2番目のナンバー弁償金(税務課)(藤岡)、(都賀)、また次のページをお開きいただきまして、139ページの説明欄上から6番目と下から3番目の西方と岩舟につきましては、各総合支所における貸与ナンバーの紛失等に係る弁償金であります。

次に、恐れ入りますが、ページをお戻りいただきまして、前のページ、136、137ページをお開きください。説明欄下から3番目の電気使用料等(地域まちづくり課)(都賀)につきましては、都賀町土地改良区、都賀町農業公社が使用している事務所に係る電気及び水道料等の使用料であります。

次に、138、139ページをお開きください。20款の説明欄下から4番目の宮の下簡易郵便局取扱手数料等(地域まちづくり課)(岩舟)につきましては、各種郵便業務に伴う日本郵便からの取り扱い手数料であります。

以上で20款諸収入についての説明を終わらせていただきます。

○委員長(福富善明君) 石川会計課長。

○会計課長(石川 実君) 21款市債についてご説明をいたします。

138ページ、139ページをお開きください。21款市債であります。予算総額は79億8,560万円あります。

まず、1目総務債であります。予算額は730万円あります。説明欄の地域活性化事業債(防犯灯LED化事業)につきましては、防犯灯設置費に対する財源として起債するものであります。

続きまして、2目民生債であります。予算額は5億1,500万円あります。説明欄の旧合併特例事業債(保育所施設整備事業)につきましては、藤岡地域統合保育園整備事業費及び認定こども園施設整備補助金に対する財源として起債するものであります。

続きまして、3目農林水産業債であります。予算額は9,620万円あります。説明欄の1行目、公共事業等債(農業生産基盤整備事業)につきましては、西前原地区営灌漑排水事業負担金に対する財源として起債するものであります。

次の地方道路等整備事業債(農道整備事業)につきましては、県単独農業農村整備事業費(栃木)及び市単独農業農村整備事業費(西方)に対する財源として起債するものであります。

続きまして、4目土木債であります。予算額は9億2,860万円あります。1節道路橋りょう債につきましては、予算額は7億1,620万円あります。説明欄の1行目、公共事業等債(道路維持事業)につきましては、道路附属物点検事業費に対する財源として起債するものであります。

次の公共事業等債(道路新設改良事業)につきましては、市道I-388号線道路改良事業費(岩舟静)及び市道I-139号線道路改良事業費(岩舟静)に対する財源として起債するものであります。

次の公共事業等債(橋りょう維持事業)につきましては、橋りょう長寿命化修繕事業費に対する財源として起債するものであります。



140ページ、141ページをお開きください。説明欄の1行目、旧合併特例事業債（道路維持事業）につきましては、舗装修繕事業費に対する財源として起債するものであります。

次の旧合併特例事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道F-6号線道路改良事業費（藤岡富吉区）、市道O-152、O-153、O-280号線ほか1路線道路改良事業費（大平牛久川連）など13事業に対する財源として起債するものであります。

次の旧合併特例事業債（橋りょう新設改良事業）につきましては、市道233号線（永宮橋）、橋りょう整備事業費（栃木野中町）に対する財源として起債するものであります。

次の地方道路整備事業債（道路維持事業）につきましては、市道各号線交通安全施設整備事業費など5事業に対する財源として起債するものであります。

次の地方道路整備事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道D-311号線ほか道路新設改良事業（栃木仲方）、市道I-98号線道路改良事業費（岩舟下津原）など25事業に対する財源として起債するものであります。

次に、2節河川債であります。予算額は3,990万円であります。説明欄の一般事業債（河川等整備事業）につきましては、市道宇都宮亀和田栃木線新規排水整備事業費（都賀合戦場）など4事業に対する財源として起債するものであります。

次に、3節都市計画債であります。予算額は1億3,750万円あります。説明欄の1行目、公共事業等債（土地区画整理事業）につきましては、新大平下駅前地区土地区画整理事業費に対する財源として起債するものであります。

次の一般事業債（公園整備事業）につきましては、太平山県立自然公園施設整備事業費に対する財源として起債するものであります。

次の防災対策事業債（公園整備事業）につきましては、歩いて行ける公園整備事業費（錦着山公園）に対する財源として起債するものであります。

次の旧合併特例事業債（街路事業）につきましては、今泉泉川線道路整備事業費（栃木今泉町1丁目、2丁目、日ノ出町）に対する財源として起債するものであります。

次に、4節住宅債であります。予算額は3,500万円あります。説明欄の公営住宅建設事業債（公営住宅改修事業）につきましては、市営住宅リフレッシュ事業費に対する財源として起債するものであります。

次に、5目消防債であります。予算額は3億6,150万円あります。説明欄の1行目、施設整備事業債（一般財源化分）（消防施設整備事業）につきましては、消防団機械器具置場等整備事業費など3事業に対する財源として起債するものであります。

次に、一般事業債（消防施設整備事業）につきましては、高規格救急自動車購入事業費及び消防ポンプ自動車購入事業費に対する財源として起債するものであります。

次の旧合併特例事業債（消防施設整備事業）につきましては、指揮車購入事業費など3事業に対

する財源として起債するものであります。

次の緊急防災・減災事業債（消防施設整備事業）につきましては、分署非常電源施設整備設置事業費に対する財源として起債するものであります。

次の緊急防災・減災事業債（災害対策施設整備事業）につきましては、緊急防災情報伝達システム整備事業費に対する財源として起債するものであります。

続きまして、6目教育債であります。予算額は36億3,700万円です。1節小学校債は、予算額16億4,840万円です。説明欄の1行目、全国防災事業債（小学校施設整備事業）につきましては、大平南小学校校舎整備事業費及び家中小学校室内運動場改築事業費の補助事業分に対する財源として起債するものであります。

次の学校教育施設等整備事業債（小学校施設整備事業）につきましては、小学校普通教室等エアコン設置事業費及び小学校洋式トイレ改修事業費に対する財源として起債するものであります。

次の緊急防災・減災事業債（小学校施設整備事業）につきましては、大平南小学校校舎整備事業費及び家中小学校室内運動場改築事業費の市単独事業分に対する財源として起債するものであります。

次に、2節中学校債は、予算額は19億8,860万円です。説明欄の1行目、全国防災事業債（中学校施設整備事業）につきましては、大平中学校校舎等整備事業費の補助事業分に対する財源として起債するものであります。

次の学校教育施設等整備事業債（中学校施設整備事業）につきましては、中学校武道場整備事業費に対する財源として起債するものであります。

次の緊急防災・減災事業債（中学校施設整備事業）につきましては、大平中学校校舎等整備事業費の市単独事業分に対する財源として起債するものであります。

7目臨時財政対策債であります。予算額は24億4,000万円です。説明欄の臨時財政対策債につきましては、地方交付税の借り換えであり、後年度において元利償還に係る費用の全額が地方交付税の基準財政需要額に算入されるものであります。

以上で平成27年度栃木市一般会計予算の所管関係部分についての説明を終了いたします。

○委員長（福富善明君） 以上で平成27年度栃木市一般会計予算所管関係部分の説明を終わりました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前11時20分）